

北秋田市告示第133号

北秋田市障害児保育のための職員加配支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年9月14日

北秋田市長 津 谷 永 光

北秋田市障害児保育のための職員加配支援事業実施要綱

(目的)

第1条 秋田県の障害児保育のための職員加配支援事業実施要綱に基づき、保育所及び認定こども園が障害児保育のために加配する職員の人件費を補うことで、障害児保育の充実と保育従事者の処遇改善を図ることを目的に、北秋田市（以下「市」という。）において実施する障害児保育のための職員加配支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。

(2) 認定こども園

子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。

(3) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(4) 公定価格

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第12号に規定する公定価格をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市とする。

(事業内容)

第4条 障害児保育のために公定価格において充足すべき職員数（基本分単価において充足すべき職員数及び当該施設において認定を受けた各加算において求める職員数の総数、乳児等通園支援事業、一時預かり事業、病児保育事業その他の当該施設において国、県又は市からの給付、委託又は補助を受けて行う事業にあつては、必要となる職員数の総数）（以下「必要職員数」という。）を超えて職員を加配する私立の保育所及び認定こども園に、その費用の一部を補助する。

（対象施設）

第5条 本事業による補助の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、市内に所在する私立の保育所及び認定こども園とする。

（加配の対象となる児童）

第6条 加配の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める者として市が認定した者とする。

（1） 対象児童A

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給の対象となる児童（特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限等により当該手当の支給がされていない場合を含む。）

（2） 対象児童B

対象児童Aに該当する児童以外の児童であつて、身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付される身体障害者手帳をいう。以下同じ。）、療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。以下同じ。）若しくは精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付される精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）の交付を受け、又は医師の診断書若しくは意見書若しくは児童発達支援センター等の専門機関、巡回支援専門員その他の障害に関する専門的な知見を有する者による意見等により特別な支援の必要性が確認された児童

（補助の対象となる加配職員）

第7条 本事業による補助の対象となる加配職員は、次の各号に掲げる対象施設の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める者とする。

（1） 保育所 次のいずれかに該当する者

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下「保育士登録」という。）を受けた者

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）附則第95条及び第96条並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により保育士とみなすことができる者

（2） 幼保連携型認定こども園 次のいずれかに該当する者

ア 幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条第1項の規定により保育教諭となることができる者を含む。）

イ 幼稚園助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定により保育助教諭となることができる者を含む。）

ウ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）附則第6条から第8条までの規定により配置することができる者

（3） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 次のいずれかに該当する者

ア 幼稚園教諭の普通免許状若しくは幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者又は保育士登録を受けた者

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）附則第4項から第7項までの規定により配置することができる者

（加配職員数の算定）

第8条 対象施設における各月の加配職員数は、次の算式により算出する当該月の加配可能職員数と当該月の初日において障害児保育のために必要職員数を超えて現に配置した実加配職員数（加配職員を非常勤職員（1日6時間未満又は月20日未満勤務の者をいう。）とする場合は、当該職員の週当たりの勤務時間を就業規則等で定める常勤職員の週当たり勤務時間で除して常勤換算するものとする。）を比較していずれか少ない方の人数とする。

《加配可能職員数の算式》

当該月の初日に在籍する対象児童Aの人数＋当該月の初日に在籍する対象児童Bの人数
× 1 / 2

※1 1未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

※2 対象児童A又は対象児童Bに該当することとなった日（以下「該当日」という。）の属する月の翌月から、当該対象児童を対象児童A又は対象児童Bの人数に算入するものとする。ただし、該当日が当該月の初日である場合には、その月から算入するものとし、該当日が補助を受けようとする年度の前年度の3月2日から3月31日までの期間にある場合には、補助を受けようとする年度の4月初日から算入するものとする。

※3 対象児童A又は対象児童Bに該当しないこととなった日の属する月の翌月初日から、当該児童は対象児童A又は対象児童Bの人数に算入しないものとする。ただし、当該月の初日において対象児童Bが対象児童Aに該当することとなり、又は対象児童Aが対象児童Bに該当することとなった場合には、その月から従前の区分の人数には算入しないものとする。

（補助額の算定）

第9条 補助を受けようとする年度における対象施設への補助額は、次の算式により算出する各月の補助額の合計額とする。

《各月の補助額の算式》

50,000円×当該月の加配職員数

（補助の要件）

第10条 補助を受けようとする年度における加配職員の給与（公定価格における処遇改善等加算による賃金改善額を除く。）の合計額は、本事業による補助額と別表に掲げる県又は市の障害児保育のための他の補助金等の額を合算した額（以下「補助総額」という。）以上の額とすること（加配職員の給与の合計額が補助総額を下回る場合にあっては、当該下回った額を本事業による補助額から控除するものとする。）。

2 対象施設が北秋田市障がい児保育事業実施要領（平成27年北秋田市告示第8号。以下「市実施要領」という。）に基づき北秋田市から補助を受けている場合は、当該補助額を加配職員の給与から控除した残額を本事業の対象経費とするものとする。

（事業実施手続）

第11条 本事業の実施手続は、次のとおりとする。

（１） 事業計画書の提出

対象施設の設置者は、障害児保育のために本事業による補助を受けて職員を加配しようとするときは、別に定める日までに事業計画書（様式第１号）を市に提出するものとする。

（２） 事業計画の承認

市は、対象施設の設置者から事業計画書の提出を受けたときは、その内容を確認し、本事業の対象となると認められるときは、事業計画を承認する旨を通知するものとする。

対象児童及び区分の認定は、本事業に係る対象児童の認定基準に基づき、市が行うものとする。この場合において、市実施要領に基づき障がい児保育の対象児童として認定した児童については、当該認定に係る資料を本事業における対象児童及び区分の認定に活用できるものとする。

（３） 事業計画書の変更等

事業計画の承認を受けた対象施設の設置者は、市の承認を受けた事業計画の内容に変更が生じた場合は、別に定める日までに変更後の内容を記載した事業計画書を提出するものとする。この場合において、当該変更の内容が対象児童を追加するものであるとき又は既に認定を受けた対象児童Ｂが対象児童Ａに該当することとなるものであるときは、前号の規定の例によりその内容の確認及び対象児童及び区分の認定を行うものとする。

（４） 補助金の交付

市は、対象施設の設置者から補助金の交付の申請及び実績報告書（様式第２号）の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額の確定を行い、補助金を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和８年９月１４日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第10条関係）

実施主体	補助金等
県	私立幼稚園運営費補助金（特別支援教育費補助）
北秋田市	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育

	経費)
	北秋田市障がい児保育事業費補助金

様式第 1 号（第11条関係） 障害児保育のための職員加配支援事業 事業計画書

市町村名				提出区分	
施設類型				提出日	
設置者名					
施設名					
作成担当者					
電話番号		Email			

1 対象児童数 … 付表aから転記

対象児童数(人)	対象児童A	
	対象児童B	
加配可能職員数(全員在籍時最大)(人)		0

2 加配職員数 … 付表bから転記

実加配職員数(常勤換算)	常勤	
	非常勤	
実加配職員数(全員配置時最大)(人)		0

加配職員の給与見込額合計(円)		…①
-----------------	--	----

3 本事業による補助額 … 付表cから転記

延べ加配職員数(人)	
本事業による補助見込額(円)	0 …②

《添付書類》

- ・ 付表a～d（各付表で指示する添付書類を含む。）

4 別表 1 に掲げる補助金等の状況

実施主体	補助金等名称	補助見込額 (円)
県	私立幼稚園運営費補助金(特別支援教育費補助)	
市町村	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)	
市町村		
合計		0 …③

5 補助金の控除

補助総額(見込)(円) ②+③	0 …④
補助金控除見込額(①<④の場合④-①)	0 …⑤

6 本事業の要補助額

本事業による要補助額(見込)(円) ②-⑤	0 …⑥
(※変更の場合)変更前の要補助額(見込)(円)	…⑦
(※変更の場合)増減額(円) ⑥-⑦	0

《記載要領》

- ・黄色で網掛けしたセルにはその内容を記入し、青色で網掛けしたセルはプルダウンリストの中から該当するものを選択すること。黄色・青色で網掛けしたセル以外のセルは操作しないこと。
- ・記入欄が不足する場合は、適宜行を追加すること。
- ・「提出区分」欄には、補助を受けようとする年度において新規に事業計画書を提出するときは「新規」、承認を受けた事業計画を変更するときは「変更」と記載すること。
- ・「4 別表1に掲げる補助金等の状況」の表には、事業実施要綱別表1に掲げる補助金等のうち、対象施設において補助を受けるものの名称及び補助見込額（年額）を記載すること。障害児保育のための経費を含む包括的な補助金等であって、対象児童又は加配職員に係る補助金等の額を算出しがたい場合は、加配職員1人につき対象児童が1人の場合は月額65,300円、対象児童が2人の場合は月額130,600円を当該補助金等の月額とみなすものとする。
- ・提出区分が「変更」の場合、「6 本事業の要補助額」の表の「(※変更の場合)変更前の要補助額(見込)(円)」の欄には、前回提出した事業計画書における「本事業による要補助額(見込)(円)」の額を転記すること。

様式第2号（第11条関係）障害児保育のための職員加配支援事業 実績報告書

市町村名				提出区分		実績
施設類型				提出日		
設置者名				対象期間	開始月	R8. 4
施設名					終了月	R9. 3
作成担当者						
電話番号		Email				

1 対象児童数 … 付表aから転記

対象児童数(人)	対象児童A	
	対象児童B	
加配可能職員数(全員在籍時最大)(人)		0

2 加配職員数 … 付表bから転記

実加配職員数(常勤換算)	常勤	
	非常勤	
実加配職員数(全員配置時最大)(人)		0

対象期間における加配職員の給与額合計(円)		…①
-----------------------	--	----

3 本事業による補助額 … 付表cから転記

延べ加配職員数(人)	
本事業による補助見込額(円)	0 …②

《添付書類》
・ 付表a～d（各付表で指示する添付書類を含む。）

4 別表 1 に掲げる補助金等の状況

実施主体	補助金等名称	補助額(円)
県	私立幼稚園運営費補助金(特別支援教育費補助)	
市町村	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)	
市町村		
	合計	0 …③

5 補助金の控除

対象期間における補助総額(円) ②+③	0 …④
補助金控除額(①<④の場合④-①)	0 …⑤

6 本事業の要補助額

対象期間における要補助額(円) ②-⑤	0 …⑥
既補助額(円)	…⑦
事業計画書上の要補助額(見込)(円)	…⑧
差額(円) (⑥+⑦)-⑧	0

《記載要領》

- ・黄色で網掛けしたセルにはその内容を記入し、青色で網掛けしたセルはプルダウンリストの中から該当するものを選択すること。黄色・青色で網掛けしたセル以外のセルは操作しないこと。
- ・記入欄が不足する場合は、適宜行を追加すること。
- ・「4 別表1に掲げる補助金等の状況」の表には、事業実施要綱別表1に掲げる補助金等のうち、対象施設において補助を受けるものの名称及び対象期間における補助額を記載すること。補助金等の補助単価が月額で定められている場合は、対象期間における当該補助金等の補助額の合計額を記載し、補助金等の補助単価が年額で定められている場合は、当該補助金等の年額を12で除して対象期間の月数を乗じて得た額を記載すること。障害児保育のための経費を含む包括的な補助金等であって、対象児童又は加配職員に係る補助金等の額を算出しがたい場合は、加配職員1人につき対象児童が1人の場合は月額65,300円、対象児童が2人の場合は月額130,600円を当該補助金等の月額とみなすものとする。
- ・「6 本事業の要補助額」の表の「既補助額(円)」の欄には、年度中複数回に分けて補助を受ける場合において、前回までに補助を受けた額の合計額を記載すること。。
- ・「6 本事業の要補助額」の表の「事業計画書上の要補助額(見込)(円)」の欄には、直近に提出した事業計画書における「本事業による要補助額(見込)(円)」の額を転記すること。